

令和 5 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 (5月) 議 事 録

四條畷市教育委員会事務局

教 育 委 員 会 定 例 会

1 開催日時・場所

令和5年5月31日（水）10時00分から10時42分まで

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	河田 文
委 員	尾崎 靖二

3 事務局出席者

教 育 部 長	阪本 武郎	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	花岡 純
教 育 部 副 参 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	賀藤 久道	教 育 支 援 セ ン タ ー 長 兼 学 校 教 育 課 指 導 担 当 課 長	広谷 光輝
教 育 総 務 課 長	古市 靖之	青 少 年 育 成 課 長	勝村 隆彦
教 育 総 務 課 長 代 理 兼 主 任	木邨 勇貴	ス ポ ー ツ ・ 文 化 財 振 興 課 長	神本 かおり
文 化 ・ 公 民 館 振 興 課 長 兼 公 民 館 長	安田 美有希	図 書 館 長 兼 主 任 兼 田 原 図 書 館 主 任	田中 学
施 設 再 編 課 長	北田 真一		

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 井上 裕可

5 付議案件

議案 第17号	四條畷市社会教育委員の委嘱について
議案 第18号	四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱について
議案 第19号	四條畷市立図書館協議会委員の任命について

植田教育長	<p>みなさま、おはようございます。 只今から5月の教育委員会定例会を開催します。 会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
古市教育総務課長	<p>本日の教育委員会定例会は、教育長並びに教育委員全員のご出席をいただいています。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告いたします。</p>
植田教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名を行います。 本日の議事録署名者は、佀委員にお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第17号 四條畷市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
神本スポーツ・文化財振興課長	<p>議案第17号 四條畷市社会教育委員の委嘱につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>本案件は、社会教育法第15条第2項の規定に基づき、四條畷市社会教育委員を委嘱することについて、議決を求めるものです。</p> <p>提案理由といたしましては、四條畷市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため、本案を提案いたしました。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。 任期は令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間です。 新旧対照表の新任欄に丸がついている4名の委員に変更がございます。</p> <p>新たな委員としましては、学識経験のある者として、四條畷学園保育学科教授の香月欣浩氏、社会教育の関係者として、田原地区の地域コーディネーターである岡村秀雄氏、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、四條畷市PTA協議会より柿本祐氏、学校教育の関係者として、四條畷西中学校長中村真奈美氏を挙げております。</p> <p>性別は男女比6対4となっております。 説明は以上です。</p>

<p>(神本スポーツ・文化財振興課長) 植田教育長</p>	<p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
	<p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第17号 四條畷市社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第17号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第18号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願ひます。</p>
<p>安田文化・公民館振興課長兼公民館長</p>	<p>議案第18号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。</p>
	<p>本案件は、社会教育法第30条第1項の規定に基づき、公民館運営審議会委員を委嘱することについて議決を求めるものです。</p>
	<p>提案理由といたしましては、公民館運営審議会委員の任期満了に伴い新たに委員を委嘱する必要性が生じたため、本案を提案いたしました。</p>
	<p>新旧対照表をご覧ください。</p> <p>任期は令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間です。</p> <p>名簿の中段あたり、新任に丸がついている1名の委員に変更がございます。</p> <p>新たな委員としましては、学校教育の関係者として、四條畷中学校河上弘子氏を挙げております。</p>
	<p>性別は男女比3対7となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
	<p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>本件について、確認質問等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p>

植田教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第18号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第18号については、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第19号 四條畷市立図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
田中図書館長兼主任 兼田原図書館主任	<p>議案第19号 四條畷市立図書館協議会委員の任命について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案件につきましては、図書館法第15条の規定に基づき、四條畷市立図書館協議会委員を任命することについて、議決を求めるものです。</p> <p>提案理由といたしましては、本年5月31日をもって、協議会委員の任期が満了することに伴い、新たに委員を任命する必要が生じたため、本案を提案するものでございます。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。</p> <p>委員定数は、四條畷市立図書館協議会条例第3条の規定により10名で、候補者全員が継続です。</p> <p>性別比率は、男性3、女性7です。</p> <p>任期は、同条例第4条の定めにより2年であり、本年6月1日から令和7年5月31日までとなります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
尾崎委員	<p>第4次子ども読書活動推進計画策定に向けて準備中であると思いますが、それと図書館協議会の関わり方について教えてください。</p>
田中図書館長兼主任 兼田原図書館主任	<p>図書館協議会は図書館長の諮問機関として設けられておりますので、日頃から図書館が抱える課題等があった場合には、図書館協議会に質問等を諮って、ご意見いただくという機関になります。</p>

<p>(田中図書館長兼主任兼田原図書館主任)</p>	<p>子ども読書活動推進計画の策定の際にも、諮問させていただいて答申を受ける流れとなります。</p>
<p>尾崎委員</p>	<p>図書館協議会が答申を出すのですか。 諮問を受けるのですか。</p>
<p>田中図書館長兼主任兼田原図書館主任</p>	<p>こちらから図書館協議会に諮問させていただき、図書館協議会から答申を受けます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に確認質問等ございましたらお願いします。 (「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それではここでお諮りいたします。 議案第19号 四條畷市立図書館協議会委員の任命について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第19号については、原案のとおり可決することに決しました。 それでは、その他の案件に移ります。 事務局から報告があればお願いします。</p>
<p>安田文化・公民館振興課長兼公民館長</p>	<p>文化・公民館振興課から2点報告させていただきます。 まず1点め、四條畷市社会教育施設の指定管理者の募集についてご報告いたします。 ただいまから資料をお配りします。 配布資料をご覧ください。 令和5年度末をもちまして指定管理期間が終了します四條畷市市民総合センター及び市立公民館につきまして、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の指定管理者を募集します。 募集要項につきましては、令和5年6月19日から8月1日までの間、文化・公民館振興課の窓口で配布するとともに、市のホームページからダウンロードできるようにいたします。 応募申請期間は、令和5年7月18日から8月2日までで、文化・公民館振興課で受付を行います。</p>

(安田文化・公民館振興課長兼公民館長)	<p>応募予定者からの質問事項への対応、現地説明会を経たのち、指定管理者選定・評価委員会を8月下旬に開催し、指定管理候補者と次点者を選定します。</p> <p>指定管理者の指定につきましては、12月市議会定例会の指定議決後となります。</p> <p>以上、四條畷市市民総合センター及び市立公民館の指定管理者募集についてのご報告です。</p>
	<p>続きまして2点め、新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場についてご報告します。</p> <p>これまで、市民総合センター駐車場にプレハブを設置し、新型コロナウイルスワクチンの集団接種が実施されてきましたが、集団接種が6月11日をもって終了することとなりました。</p> <p>集団接種の終了に伴い、6月26日～28日でプレハブの撤去工事が行われる予定でございますのでご報告いたします。</p>
植田教育長	<p>この件について、確認質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは次のその他案件についてお願いします。</p>
広谷教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	<p>市立小中学校のインフルエンザによる学級閉鎖のご報告です。</p> <p>ゴールデンウィーク前にくすのき小学校で1クラス、先週、四條畷南小学校で1クラス、インフルエンザによる学級閉鎖がございました。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
植田教育長	<p>この件について、確認質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは次のその他案件についてお願いします。</p>
阪本教育部長	<p>本日、公共施設再編に関する報告事項として、総務部施設再編課、北田課長にお越しいただいております。</p> <p>北田課長よりご報告いただきます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
北田施設再編課長	<p>その他案件 四條畷市個別施設計画【公共施設】についてご報告させてい</p>

(北田施設再編課長)

たきます。

本年2月8日開催の総合教育会議におきまして、四條畷市個別施設計画【公共施設】(令和5年4月改訂版)(原案)に係る意見交換を実施させていただきました。

本日は、その後の市民意見公募手続の結果(概要)及び市民意見公募手続等を踏まえた計画改訂の内容等について、ご報告させていただきます。

本日の資料について、ご説明いたしますので、表紙をご覧ください。

本日の資料でございますが、

資料1 令和5年4月改訂版(原案)に係る市民意見公募手続結果(概要)

資料2 提出意見及び提出意見に対する市の考え方

資料3 意見等を踏まえて修正した主な内容

資料4 四條畷市個別施設計画【公共施設】(令和5年4月改訂版)

の以上の4点となっております

なお、本日は時間に限りがあることから、概要のご説明とさせていただきますが、これらの取組過程の詳細については、市HPで資料及び議事録等を公開しておりますので、後ほど、ご確認いただきたく存じます。

それでは、内容説明をさせていただきます。

はじめに、資料1 市民意見公募手続結果(概要)の2ページをご覧ください。

①実施概要でございますが、個別施設計画【公共施設】(令和5年4月改訂版)(原案)については、令和5年2月15日から3月14日までの間、市民意見公募手続を実施しました。

次に、②結果概要(意見提出者数)でございますが、128名の方からご意見をいただいております。

提出された意見については、地域別と提出方法で整理しており、地域別については、西部地域をJR片町線と国道163号で4分割し、東部地域と他市の計6区分にて集計しております。

次に、提出方法でございますが、来庁を伴わない提出方法(電子申請、メール、FAX、郵送)が約72%を占めております。

なお、資料の下部に注釈を記載しておりますが、年齢層については、必須項目としていないため、分析は行っておりません。

次に、3ページをご覧ください。

③結果概要(意見件数)でございます。

提出のあった意見について、【A】【B】【C】の3つの集計方法によりそれぞれ集計しており、その内容をもとに、次のページではクロス集計を行っております。

(北田施設再編課長)

そのため、意見の件数については、提出者1名の主たる意見を1件として取扱っております。

まず、【A】の賛否でございますが、本来、意見公募手続は、原案に対する賛否を問うものではありませんが、市民総合センター用地、四條畷南中学校跡地などの再編整備については、今後、用途規制の緩和手続が必要となり、その手続きにおいて、住民等のご理解を得る必要があることから、その傾向を参考とするため、集計方法のひとつにしたものでございます。

賛否の割合については、賛成が38.3%、反対が52.3%でございます。

次に、【B】の性質別でございますが、意見の性質を把握するため、1. 整備方針等に関する意見、2. 原案策定のプロセスに関する意見、3. 費用に関する意見、4. 上記1～3に関する複合意見、5. その他の5つの性質別に集計しております。

性質別の割合については、1. 整備方針等に関する意見が48.4%と最も多く、次いで、4. 上記1～3に関する複合意見が26.6%となっております。

次に、【C】の施設類型別でございますが、計画策定後も継続して検討していくこととした15施設の施設類型をベースに意見を集計いたしました。

なお、集計方法として、主な意見が中核的施設に関する場合は、市民文化系施設で集計しており、中核的施設に係る特定の施設である場合は、該当する施設類型で集計しております。

また、2つ以上の施設類型にまたがる意見の場合は、代表的な一つの施設類型で集計しております。

施設類型別の割合については、市民文化系施設への意見が約8割を占めており、15施設それぞれの類型については、下記の表のとおりでございます。

次に、4ページをご覧ください。

資料左側をご覧ください。先ほどの【A】【B】【C】をもとにクロス集計したものでございます。

まず、上段の【A】の賛否と【B】の性質別のクロス集計でございますが、賛成の性質別については、1. 整備方針等に関する意見が30件と最も多く、次いで、3. 費用に関する意見が13件となっております。

反対の性質別については、4. 上記1～3に関する複合意見が26件と最も多く、次いで、整備方針等に関する意見が25件でございます。

次に、下段の【A】の賛否と【C】の施設類型別のクロス集計でございますが、賛成、反対ともに市民文化系施設への意見が最も多くなっております。

次に、資料右側をご覧ください。

【A】の賛否について、地域別に集計した内訳になっております。

次に、資料2 提出意見及び提出意見に対する市の考え方をご覧ください。

(北田施設再編課長)

一番左の列に通番を記載しております。

提出者128名分の意見を受付順に整理したもので、最終が128となっております。

なお、提出意見は原文のまま記載しており、そのうち、長文のご意見については、複数ページにわたって記載している場合がございますので、ご留意願います。

次に、右端の意見に対する市の考えについては、左に記載の意見に対する市の考え方を記載しております。

なお、提出された意見の詳細や市の考え方については、多岐にわたることから詳細の説明は割愛させていただきますが、概要としましては、市民総合センター用地に整備する中核的施設へのご意見を多数いただいております。

これらの意見等を踏まえた市の考え方としましては、早期に課題を整理していく必要があること、課題を整理した段階で支障等が生じる場合は、その対応策を速やかに講じていくことが必要と考え、原案の一部を修正することいたしました。

次に、資料3 意見等を踏まえて修正した主な内容の1ページをご覧ください。

一番左のページ番号でございますが、こちらは、令和5年4月改訂版の該当ページを記載しており、資料4のページとも一致させております。

その右隣については、施設名を記載しております。

次に、計画（原案）の列については、先般の総合教育会議でご説明した計画の内容でございます。

各施設に掲げる整備方針の『方向性』と『配置の考え方』を記載しております。

次に、一番右端の計画（案）の列でございますが、市民意見公募手続の意見を受け、見直し後の計画内容を記載しております。

凡例のとおり、修正した部分は下線で表示し、内容に修正がないところは、着色を薄くしたグレーで表示しております。

それでは、最初の行の市民総合センターをご覧ください。

計画（原案）においては、8つの施設を集積させ、中核的施設を整備していくこととしておりましたが、意見公募手続において、8つの施設を集積させることによる、周辺道路や住環境等への影響、施設予約や駐車台数といった施設利用に関して懸念されるご意見があった一方で、複合化による利便性の向上、延べ床面積縮減による整備費用等の軽減といったご意見などもございました。

これらの内容や議決すべき計画に関する特別委員会での議論等を総合的に踏まえると、当該用地に公共施設機能を集積させていく考えそのものは否定

(北田施設再編課長)

されたものではなく、集積させる施設の数や施設機能の親和性といった点などにおいて、検討が必要と受け止めております。

このことから、見直し後の計画（案）においては、当該敷地に公共施設機能を集積していくことは、基本的な考えであること示すとともに、施設整備における課題については、早期に整理していくこととして、記載内容を見直しております。

2つめには、整理した段階で支障等が生じる場合は、その対応策を速やかに講じていくと修正しております。

また、計画（原案）においては、時期の記載がなかったことから、対応策を講じる時期を明らかにするとともに、早期に整理することも併せて記載しております。

ここでいう支障等には、用途規制の緩和に関する住民理解、非耐震施設の安全確保、並びに、質と量の最適化、施設整備の内容等が含まれるものと考えており、いずれかにおいて、何か支障等が生じた場合は、再編整備の方向性を見直しも含め、早期に対策を講じていくこととしております。

次に、中核的施設に係る他の施設の記載内容について、その下のP 34 教育文化センターをもとにご説明いたします。

中核的施設へ機能移転する施設については、市民総合センターの内容修正に伴い配置の考え方に修正を行っております。

当然ながら、中核的施設の整備に支障が生じた場合には、機能移転する施設にも影響があることから、『基本とする』という表記を追記することで、何らかの支障が生じた場合に備えて、柔軟に対応していける表現に改めさせていただきました。

関係する他の施設も同様の考えで修正しております。

次に、最終ページ、5ページをご覧ください。

計画（案）の表紙裏面の注釈でございますが、計画案とする過程において、市民意見公募手続を踏まえ、原案の内容を見直したことから、注釈の内容を修正させていただきました。

また、第7章以外の改訂については、当初、令和5年4月改訂版の策定後に進めていくことを予定しておりましたが、内容を修正したことにより、課題を整理した後でないと改訂できない項目があることから、具体の改訂時期は示さず、次回改訂時という表現に改めております。

これらの内容を計画に反映させたものが、資料4の四條畷市個別施設計画【公共施設】（令和5年4月改訂版）となっており、本年、4月25日開催の4月臨時議会において、この計画内容でご可決をいただいたことから、同日付で計画を改訂しております。

以上が、四條畷市個別施設計画【公共施設】についての報告でございます。

植田教育長	この件について、確認質問等あればお願いします。
尾崎委員	資料1の3ページ、結果概要の賛否につきまして、賛否の件数等を修正したと伺っているのですが、端的に申しますと、原案に賛成の50件を49件に、反対の66件を67件に修正したという、そういうことはあったのでしょうか。
北田施設再編課長	<p>まず資料の説明をさせていただきます。</p> <p>資料1につきましては、昨年度に開かれた議決すべき計画に関する特別委員会で提出した資料を基に作成しております。</p> <p>その特別委員会で当初に提出した資料に記載していた数値が、委員お示しの数値です。</p> <p>その後、資料内容を精査した結果、誤りがありましたので、修正のうえ、特別委員会で内容説明をした経過があり、本日の資料は修正後のものを使用して作成しております。</p> <p>この経過は、表紙の市ホームページのQRコードから確認できるようになっています。</p>
山本教育長職務代理者	<p>パブコメの多くの意見を集約していただき、大変な作業だったと思います。</p> <p>資料の内容を確認させていただいて、このような方向で再編が進んでいかざるを得ないということは認識をしています。</p> <p>そのうえで、今まで中核的施設として市民総合センター用地に配置すると断定されていたことを、基本とすると改訂され、どのように評価したらいいかわからないのですが、私としては色々と意見をもっているなか、これで少し幅が広がっていくのかなと、そういう認識をしています。</p> <p>大変ご苦勞をされたと思います。</p> <p>資料3の最後のところに計画を踏まえた内容について、これは第7章の一部を改訂しただけであって、他のところとの整合性はないことに理解を求めている部分になるのですが、3ページの計画の期間にまで影響を及ぼすという理解で良いのでしょうか。</p>
北田施設再編課長	<p>3ページに計画の期間を示しています。</p> <p>今回、特に市民総合センター用地にかかる中核的施設のところが大きなファクターになると考えておりまして、現状の市民総合センターにおける個票と呼ばれる部分ですが、資料4で申し上げますと、33ページの③更新等の時期の大きな話の方向性等をお示ししたものを記載しております。</p> <p>そのなかで、中核的施設の課題を整理するという内容につきましては、配</p>

(北田施設再編課長)	置規模等の検討ということをして短期の前期のなかでお示ししているとおりに、2024年までは検討するとお示ししていますので、この期間のなかでまずは課題整理を進めていきたいという考え方から、3ページのスケジュールについてはこの内容に沿って進めていきたいと考えています。
山本教育長職務代理者	<p>なぜこのような質問をさせていただいたかと申しますと、短期の前期は10年計画うちの前半部分でしたので、2024年、来年度には終了するというので、この計画自体が相当遅れているという認識をしています。</p> <p>実際には、総合教育会議でも申し上げましたけれども、四條畷南中学校跡地については先延ばしにしていくわけにはいかないの、何らかの対応をしなければならぬと私自身も思っていますし、早急に進めていただきたいと思っています。</p> <p>教育委員会関係ですと、学校施設、特に四條畷東小学校跡地に関しては、短期の前期の段階で計画のなかでは解体となっている予定ですので、ここが気になっている部分です。</p> <p>短期の前期という計画の期間が変わってしまうのではないかと危惧していましたので申し上げました。</p>
北田施設再編課長	<p>四條畷南中学校跡地の方向性につきましては、今回の改訂をもちまして多機能型体育館の整備との位置づけができたところです。</p> <p>多機能型体育館の整備の具体をこれから検討し、事業を進めていくことを何よりも最優先で進めてまいりたいと考えています。</p> <p>そのなかで、スケジュール等も見えてくると思いますので、スケジュールの見直しが生じる場合は、別途その内容をご説明させていただきます。</p> <p>現状としては、この計画の内容で進めていきたいと思っております。</p>
佃委員	<p>ご丁寧な説明とともにたくさんの資料をありがとうございました。</p> <p>まず、128名のパブリックコメントの意見1つ1つに、関係各課と調整しながら真摯にご回答いただいたことに感謝申し上げたいと思います。</p> <p>そもそも、この128名の方のご意見というものを、数として多いまたは少ない、どのように受け止められているのでしょうか。</p>
北田施設再編課長	<p>件数の取扱いに関してですが、どのくらいの件数だったら多いまたは少ないといった指標を持ち合わせてはいないのですが、これまでの過去の傾向というところで申し上げますと、市民意見公募手続きを公開しても、意見がないものが数多く見られると認識しています。</p> <p>特に、計画の内容に関心がある人が多いものだと意見が多く寄せられる傾向にあります。</p>

(北田施設再編課長)	<p>公共施設の再編につきましては、提出者の人数で言いますと前回は90人ほどでしたので、前回よりも増えております。</p> <p>今回の意見の傾向としましては賛成意見があり、前回はあまり見受けられなかったもので、そういう意味で前回とは内容が違って来るものと受け止めています。</p>
佃委員	<p>1つ1つ、全ての意見を拝見しましたが、128名の方がそれぞれ一生懸命に考えておられて、詳細な意見や感想をお持ちの人が多いたという印象を受けました。</p> <p>なかには、他市から転入されて来られた人が、今の現状の四條畷市にがっかりしたというような意見もあり、胸が痛くなったりもしました。</p> <p>まとめていただいた賛否を、規制緩和のためにおっしゃいましたが、これをまとめていただいたことで、反対という意見が半分を超えていたという結果も踏まえて、整備を進めていくことに関しては考えていかなければならないと、私自身の意見として感じたところです。</p> <p>教育委員としましては、3ページの施設類型別のところで、特に市民文化系施設に対するご意見が1番多かったということをお考えすると、教育委員会所管の市民総合センター、教育文化センターや図書館等の今後のあり方に、市民がいかに期待されているかということを感じました。</p> <p>早期に課題整理をおっしゃっていましたが、課題が明確になってこれからのいろいろな審議プロセスが進んでいくように、切に期待をしたいと思います。</p>
尾崎委員	<p>今佃委員がおっしゃったように、この機会に子どもや市民にとって、文化的な要素を豊かなものにしていただきたいという気持ちがあります。</p> <p>集約化のなかでこのような観点で実現できるものをつくっていただきたいと教育委員会としてはお願いしたいです。</p> <p>それと同時に、四條畷南中学校跡地の多機能型施設、あるいは市民活動センターの機能のなかに、子どもや市民の文化向上に資するようなものをぜひ、財政的などころが大変だとは思いますが、この視点をもってご努力いただく、要望いたします。</p>
植田教育長	<p>他に確認質問等ございましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>この他に事務局から何かありましたらお願いします。</p>

植田教育長	<p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、本日予定の案件の審議はすべて終了しました。 これをもちまして、定例会を閉会いたします。</p>
-------	---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月28日

四 條 畷 市 教 育 長 植 田 篤 司

四條畷市教育委員会教育委員 佃 千春